|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　　　津幡町消防長  防火管理者  職・氏名  　消防法施行規則第３条第１１項の規定により、消防訓練の実施を通知します。 | | | | | |
| 実施日時 | 年　　月　　日　　時　　分　　～　　　　時　　分 | | | | |
| 事業所名称 |  | | | （用途） | （　　） |
| 事業所所在地 | ＴＥＬ | | | | |
| 参加人員 | 名 | 担当者（職・氏名） |  | | |
| 消防職員派遣  の要否 | 要　・　否　　（要にあっては、実施日時について、事前に所  　　　　　　　　　轄消防署と打ち合わせすること。） | | | | |
| 訓練種別 | １　総合訓練　　　　２　部分訓練　　　　３基礎訓練 | | | | |
| 訓練概要 |  | | | | |
| ＊　　受　　付　　欄 | | ＊　　　経　　　過　　　欄 | | | |
|  | |  | | | |

**消　防　訓　練　計　画　通　知　書**

備　　　考

　　　１　訓練概要に実施概要が記載しきれない場合には、別紙とすること。

　　　２　「総合訓練」・・・部分訓練を一連の活動として組み合わせて行う訓練を

　　　　　　　　　　　　　いう。

　　　　　「部分訓練」・・・通報訓練、消火訓練又は避難訓練等の訓練を個々に行

　　　　　　　　　　　　　う訓練をいう。

　　　　　「基礎訓練」・・・自衛消防活動の基礎となる規律、個人活動の基礎とな

　　　　　　　　　　　　　る緒動作を身につけさせる訓練をいう。

　　　３　＊印の欄は、記入しないこと。